

静岡県内ZEB施設のご案内

※本補助金制度を利用した施設に限りません

ふじのくに先進的建築物HPより

ZEB

株式会社フジヤマ静岡支店



アサヒエンジニアリング
株式会社社屋



静岡製機株式会社本社屋



株式会社セリオ本社屋



株式会社小澤土木事務所



Nearly ZEB

不二総合コンサルタント
株式会社 掛川支店



常盤工業株式会社本社事務所棟



有限会社東海釣り具上島店



ZEB Ready

株式会社天野回漕店
流通元町2号倉庫



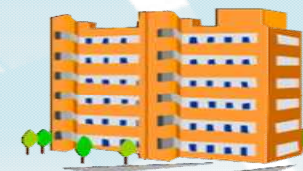
静岡銀行蛸塚支店



株式会社鈴木組本社屋



令和7年度 ZEB設計費補助金のご案内



ZEBの建設に必要な設計費の上乗せ分の一部を補助！

延床面積	補助率	補助上限額
2000㎡未満	1 / 2	1 2 5 万円
2000㎡以上	1 / 2	2 3 0 万円

対象

静岡県内に事業所や営業所が所在し、県内においてZEBの導入を検討する事業者等
※県内に事務所を置く建築士事務所等に設計を依頼する場合に限ります。
詳細は裏面をご確認ください。

募集受付期間

令和8年1月30日まで
※予算がなくなり次第受付終了となります。



お問い合わせ先

静岡県 環境局 環境政策課 地球環境班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL : 054-221-2208 FAX : 054-221-2940
Email : kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

受付時間：月～金曜日8時30分～12時、13時～17時15分
（土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く）

申請書の様式等は県のホームページをご覧ください



1 制度の概要

静岡県内でのZEBの推進のためのモデル事業として、県内において屋内事業者等が行うZEBの導入検討費用（上乗せ設計費の2分の1）を、125万円または230万円を上限として補助します。

用語の定義について	
ZEB	経済産業省経済産業社「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（平成31年3月）」におけるZEBの定義を指します。 ・ZEB・・・省エネで50%以上、再エネ含め100%以上の削減 ・Nearly ZEB・・・省エネで50%以上、再エネ含め75～100%以上の削減 ・ZEB Ready・・・省エネのみで50%以上の削減 ・ZEB Oriented・・・延床面積10,000㎡以上の建築物において、省エネのみで用途に応じて30～40%の削減
BELS	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度を指します。
上乗せ設計費	ZEBにかかる設計検討及び省エネ計算に要する費用を指します（BELSの評価申請費用を含む。）。

2 補助対象者の要件

静岡県内にZEBを新築、改築等する建築主等で、上乗せ設計費を県内の建築士事務所等に支払う下記の全てに該当する事業者等が対象です。

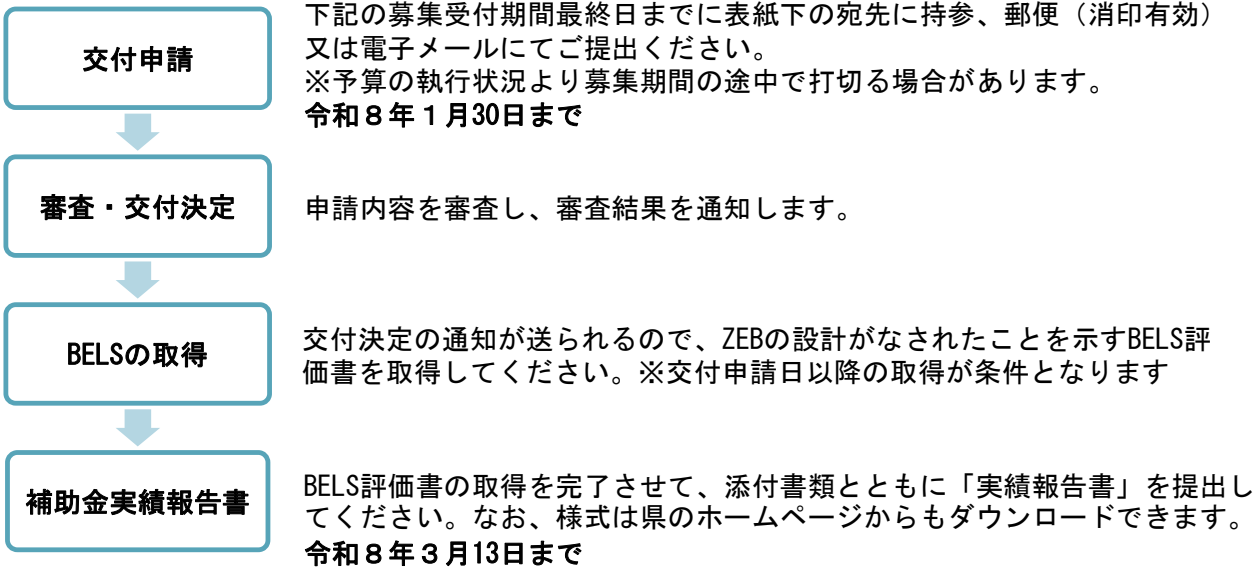
建築主等の要件	・静岡県内に事業所又は営業所を有する法人、団体（国、地方公共団体を除く。）、個人事業者 ・静岡県内に事務所を置く建築士事務所等に補助対象の建築物の設計を依頼する者 ・静岡県の税を滞納するなど法令に抵触していない者 ・暴力団員又は暴力団関係事業者でない者 ・本補助金制度において同一年内に2以上の建築物の補助申請を行っていない者
---------	---

3 補助対象額

上記2の要件を満たし、交付決定された者には次に定める額を上乗せ設計費の一部として補助します。

補助対象区分	補助率	補助限度額
延床面積2,000㎡未満	<u>1/2</u>	<u>125万円</u>
延床面積2,000㎡以上	<u>1/2</u>	<u>230万円</u>

4 手続きの流れ



5 協力

本事業により補助金を受けた方は以下の事項について協力していただきます。

- ・県が作成するZEBの広報媒体やホームページ等での事例紹介（建物所有者、設計事務所名等）
- ・県が行うセミナー等での成果事例発表
- ・その他知事が協力依頼する事項

6 参考Q&A

Q1	工事中や竣工した建物は対象となりますか。
A1	申請日以降かつ令和8年3月13日までに新たにBELS評価書を取得するものであれば対象となります。
Q2	同じ申請者が年度内に何度も利用できますか。
A2	同一年度1回限りの利用となります。
Q3	建築士事務所が代行手続きできますか。
A3	可能です。委任状を添付してください。
Q4	申込時は「ZEB」を取得予定でしたが、完了時にZEB Readyへランクが下がった場合でも対象になりますか。
A4	対象となります。用語の定義にあるZEBのBELS評価書を取得すればランクの変更は問いません。
Q5	改修工事も、補助金の対象となりますか。
A5	改修により、補助要件にあたるBELS評価書を取得することができれば対象となります。
Q6	要綱第2(3)に、「県内に主たる事務所を有する建築士事務所又建築士・・・」と記載があるが、県内に本社・本店がなくてはならないですか。
A6	静岡県の事務所登録番号を有し、県内で建築士事務所として営業していれば問題ありません。ただし、建築士事務所として営業していない出張所や営業所は対象外となります。